不用になる物品を売却します

物品名 事務用什器等 計13件

- ①事務用机
- ②事務用机両袖付
- ③会議・食堂テーブル No.1
- ④会議・食堂テーブル No.2
- ⑤会議・食堂テーブル No.3
- ⑥会議・食堂テーブル No.4
- ⑦グリーンボードスクリーン
- ⑧金庫(大型)
- ⑨小型耐火金庫
- 10台車
- (11)ソファ
- ②フラワーボックス NO.1
- ③フラワーボックス NO.2

公開日時●11月19日休 午前10時~午後3時

※物品説明を行いますので、入札に参加する場 合は必ずご参加ください。

公開場所●美郷中学校セミナーハウス

(美郷町自転車競技場 西側)

入札日時 11月26日(木) 午前9時

※入札に参加する場合は事前登録が必要です。 (必要書類は物品公開時に配布します)

※入札は1物品ずつ行います。

入札場所 美郷町役場 2階 第1会議室

参加資格●美郷町民または美郷町に主たる事業所を有する 法人で町税および公共料金を滞納していない方

注意事項

- ・代金納入後、速やかに搬出してください。
- ・搬出作業は落札者が行ってください。
- ・搬出用車両や搬出費用等は落札者負担となります。







問 町総務課 管財班 ☎0187(84)1111

PAZTAX

地方税の電子申告、電子納税

eLTAX (エルタックス) をご利用ください

eLTAX(エルタックス)は、地方税の申告や納税などを電 子的に行うことができるシステムです。自宅やオフィスなど からインターネットを通じて簡単に行うことができます。

eLTAXを利用する場合は届け出が必要です。詳しくは 右記ホームページまたは電話にてご確認ください。

■地方税共通納税システムについて

令和元年10月1日に地方税共通納税システムがスタート し、複数の地方公共団体へ一括して電子納税ができるよう になりました。事前に登録した金融機関口座を指定して、直 接納付することができます。

なお、このシステムを利用して納付できる税金の種類は、 ①法人都道府県民税、②法人事業税、③地方法人特別税、 ④法人市町村民税、⑤事業所税、⑥個人住民税(特別徴収 分、退職所得分)となっています。

■給与支払報告書の電子データによる提出基準の引き下げ について

令和3年1月以降に提出する給与支払報告書について、 前々年における源泉徴収票の税務署への提出枚数が100 枚以上(改正前1000枚以上)となる場合は、eLTAXによる 提出が義務化されました。

■eLTAXを通じて美郷町で利用できるサービス

個人住民税

給与支払報告書や特別徴収の異動届出書の提 出、特別徴収分や退職所得分の納付 など

法人町民税

法人設立届出書や確定(予定)申告書の提出、 納付 など

固定資産税 (償却資産)

償却資産申告

eLTAXに関するお問い合わせ

地方税共同機構

URL https://www.lta.go.jp

電話番号●0570-081459(ヘルプデスク)

受付時間●午前9時~午後5時

※土・日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日 までの期間は除く。

11月はeLTAX全国一斉広報月間です

令和3年度から適用される 個人住民税の主な税制改正点についてお知らせします

■給与所得控除の見直しについて

- ・給与所得控除額が一律10万円引き下げられます。
- ・給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入 金額が850万円に、控除の上限額が195万円に引 き下げられます。

■公的年金等控除の見直しについて

- ・公的年金等控除額が一律10万円引き下げられます。
- ・公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合 の公的年金等控除について、上限額が195.5万円 となります。

■基礎控除の見直しについて

- ・基礎控除額が一律10万円引き上げられます。
- ・合計所得金額が2,400万円を超える場合は控除額 が逓減(ていげん)し、合計所得金額が2,500万円を 超える場合、基礎控除は適用されません。

■青色特別控除の見直しについて

- ・取引を正規の簿記の原則に従って記録している方 に係る青色申告特別控除の控除額が55万円に引き 下げられます。
- ・その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表およ び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電 子申告により行う場合等は、青色申告特別控除の 控除額が65万円となります。

■扶養親族等の範囲および配偶者特別控除に

おける合計所得金額要件の見直しについて

- ・同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額 要件が48万円以下に引き上げられます。
- ・配偶者特別控除の合計所得金額要件が、48万円超 133万円以下に引き上げられます。

■低未利用地等の譲渡に伴う長期譲渡所得の

特別控除の新設について

個人が都市計画区域内にある低未利用地等で、そ

の年の1月1日において所有期間が5年を超えるもの の譲渡を令和2年7月1日から令和4年12月31日まで の間にした場合には、その年中の低未利用地等の譲 渡に係る長期譲渡所得の金額から最大100万円まで を控除することができます。

ただし、本特例の適用を受ける前に同様の特例を 受けている場合、本特例は適用されません。

- ※「低未利用地」とは、長期間利用されていない「未 利用地と、周辺地域と比べて利用頻度や整備水 準などが低い「低利用地」の総称です。
 - (空き地、空き家・空き店舗の存する土地など)
- ※十地については市町村長の確認が必要です。事 前に町建設課の都市計画担当へお問い合わせく ださい。
- ※譲渡後に当該低未利用地等の利用がされる場合 に限ります。
- ※特別の関係がある方に対する譲渡およびその対 価等の額が500万円を超える譲渡を除きます。
- ※譲渡金額には建物の対価も含まれます。

■ひとり親に対する税制上の措置

および寡婦(寡夫)控除の見直しについて

旧寡婦控除の一部および寡夫控除がまとめられ、 婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子(その 年分の総所得金額等が48万円以下)を有し、合計所 得金額が500万円以下である単身者について、「ひと り親控除」が適用されます。

また、子ども以外の扶養親族を有する離婚による寡 婦については、合計所得金額が500万円以下の要件 が追加されます。

※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載が ある方は対象外とされます。

詳細については国税庁ホームページなどでご確認ください

稅 務 課

税務課の非常勤職員を募集します

募集内容●申告関係事務補助 募集人数●1名

業務内容●パソコン入力作業、資料整理等

資格等●一般事務程度のパソコン操作(Word・Excel) ができる方

雇用期間 12月14日(月) ~ 令和3年3月31日(水)

就業時間●午前8時30分~午後4時15分

1日6時間45分 週5日

※申告期間中(2月上旬~3月中旬)は1時間 程度の時間外勤務あり

※日曜日勤務あり(雇用期間中2回)

就業場所●美郷町役場、美郷町中央ふれあい館、美郷町南 ふれあい館

> ※確定申告期間中は、日程によって就業場所が 変わります。

酬●日額6.014円~ 6.203円

手 当 等●時間外勤務・休日勤務に係る報酬、交通費を支給

加入保険等●雇用保険、健康保険、厚生年金等

応募方法●ハローワークを通じて応募してください。

応募期限●11月27日金

ハローワーク大曲 **20187 (63) 0335**

問 町税務課 住民税班 ☎0187(84)4902